

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)
(当日は、その翌日)

目 次

◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

別表第八中

岩井長者寮	母 来 寮	吏員である看護婦	看護婦	看護婦	吏員である看護婦	看護婦
-------	-------	----------	-----	-----	----------	-----

を

鳥取県人事委員会規則第三十号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岩井長者寮	母 来 寮	吏員である看護婦	吏員である看護婦
吏員である看護婦	吏員である看護婦	吏員である看護婦	吏員である看護婦
看護婦	看護婦	看護婦	看護婦
看護婦	看護婦	看護婦	看護婦
看護婦	看護婦	看護婦	看護婦
看護婦	看護婦	看護婦	看護婦

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中

母 来 寮	看護婦のうち収容者と起居を共にする職員	二
岩井長者寮	その他の職員	一

を

母 来 寮	看護婦及び准看護婦のうち収容者と起居を共にする職員	二
岩井長者寮	その他の職員	一

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】